

令和7年度（2025年度）枚方市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 目的

この実施方針は、「枚方市社会福祉法人等指導監査指針」の基本方針に基づき定めるものであり、社会福祉法人及び社会福祉施設における適正な運営と円滑な社会福祉事業の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）には、社会福祉の担い手として、利用者本位のサービス提供が強く要請され、その福祉サービスの供給確保における中心的な役割が果たされてきたところであるが、さらに、公益性・非営利性を徹底する観点から社会福祉法人制度が見直され、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められている。

こうした社会的要請が高まる中、法人及び施設が地域住民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、本市では、相互に連携し、また、関係法令及び国の通知等に基づき、各法人・施設ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努めてきた。

また、今年度も引き続き特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等という。」）に対して子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）等に基づき、確認基準の遵守並びに施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付及び特例地域型保育給付の支給に関する業務の適正な実施等の観点から指導監査（確認監査）を実施していく。

ついては、より効率的で実効性のある指導監査を実施するため、情報開示の推進、苦情解決への適切な対応、施設入所者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った指導監査を実施し、また、社会福祉法人制度改革への対応状況の確認を重点的に実施するとともに、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

3 指導監査の実施方法について

（1）指導監査は、原則実地指導の手法により実施する。

（2）確認監査は、集団指導及び実地指導の手法により実施する。

なお、一部の指導監査事項について書面や電磁的記録の活用等により確認を行う場合がある。

また、法人に対する指導監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地において行うことが困難であるものとして国通知等により定められた場合に、実地によらない方法（書面及びリモートによる手法のみ）での指導監査を行う場合がある。

4 指導監査の具体的取り扱いについて

（1）法人に対する指導監査の実施

本市が所管するすべての法人に対して、社会福祉法人指導監査要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知）に基づき、指導監査を、原則 3 年に 1 回実施する。ただし、法人に対する指導監査と施設に対する指導監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが本市及び法人にとって効率的かつ効果的である等特別の事情があるときは、法人に対する指導監査を 2 年に 1 回とする場合がある。

（２）施設に対する指導監査の実施

全般的に優良な運営が確保されていると認められる施設については、指導監査を、原則 2 年に 1 回とする。なお、老人福祉施設及び障害者支援施設の指導監査は、原則 3 年に 1 回とする。

（３）懸案事項を抱える法人及び施設に対する指導監査の実施

運営全般について重大な指導（指摘）を行った法人及び施設については、問題の早期解決と適正な法人運営を確保するために、関係機関との緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な指導監査を実施する。

（４）新設の法人及び施設に対する初期指導の実施

新設の法人及び施設については、適正な法人及び施設の運営に資するために、原則、早期に初期指導を実施する。

（５）大阪府と連携した指導監査の実施

大阪府と共管する法人及び施設については、平素から大阪府と緊密な情報交換を図る等、連携を強化した指導監査の実施に努める。

（６）介護保険事業及び障害福祉サービス事業の指導と連携した指導監査等の実施

介護保険サービス事業及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けた法人及び施設の指導監査においては、当該法人及び施設の運営状況に配慮した上で、併せて当該事業の実地指導を実施することができる。

（７）会計の専門家を同行させた指導監査の実施

指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させて指導監査を実施することがある。

（８）利用者、家族等及び業者からの聴取の実施

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があると認められる場合は利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

（９）随時指導監査の実施

法人又は施設の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人又は施設については、随時指導監査を実施する。

(10) 特別監査の実施

通常の指導監査において、指導を行ったにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない法人又は施設及び運営等に重大な問題を有する法人又は施設については、特別監査を随時実施する。

5 指導監査事項について

(1) 法人監査

法人監査の実施にあたっては、社会福祉法人指導監査要綱で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

なお、今年度についても、社会福祉法に基づく手続き等が適正に実施されているかを確認するため、以下の項目を重点的に確認する。

- ・評議員、理事、監事の選任状況
- ・評議員選任・解任委員会、理事会、評議員会の開催状況 等

(2) 施設監査

① 施設運営の適正化の推進

ア 施設の運営管理体制の確立

- (ア) 適切な事業計画の策定
- (イ) 人事管理の適正化
- (ウ) 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
- (エ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
- (オ) 感染症及び食中毒対策の確立
- (カ) 個人情報の適正な取扱いの確保

イ 会計経理の適正運用

- (ア) 社会福祉法人会計基準等及び経理規程に基づく会計経理及び契約
- (イ) 内部牽制体制の確立
- (ウ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
- (エ) 利用者負担金及び寄附金等の取扱い
- (オ) 運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

ウ 安全確保対策の充実強化

- (ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
- (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

②適切な利用者支援の確保

- ア 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
- イ 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
- ウ 身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み
- エ 利用者支援の充実
 - (ア) 個別支援方針の策定
 - (イ) ケース記録等の整備・ケース会議の実施
 - (ウ) 食事提供の充実
 - (エ) 入浴、排泄等支援の充実
 - (オ) 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策の推進
 - (カ) 健康管理対策、保健・医療の確保
 - (キ) 相談体制、家族との連絡体制の確立
 - (ク) 関係機関との連絡体制の確立
 - (ケ) 苦情解決、福祉サービス向上への適切な対応
- オ 自立、自活等への支援
- カ 事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

③必要な職員の確保と職員処遇の充実

- ア 職員の確保及び定着化
- イ 労働時間の短縮等労働条件の改善
 - (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
 - (イ) 夜勤、宿日直の取扱い
- ウ 業務体制の確立と業務省力化の推進
- エ 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

（３）確認監査

主な項目は、以下のとおり。

- ア 受給資格の確認
- イ 支給認定申請の援助
- ウ 実費・利用者負担の徴収
- エ 施設型給付費等の額に係る通知等
- オ 緊急時の対応（安全管理体制の確保）
- カ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）
- キ 利益供与等の禁止
- ク 利用に関する書類の確認
- ケ 業務管理体制の整備

- コ 教育・保育の記録
- サ 特定教育・保育の取り扱い方針
- シ 勤務体制の確保等
- ス 定員の遵守
- セ 施設の運営に関する運用事項の掲示
- ソ 虐待の禁止
- タ 秘密保持、個人情報保護
- チ 苦情解決
- ツ 給付に関する事項

※「コ」から「チ」の項目については、原則、同日に実施する施設監査でも確認するため、施設監査の中での確認をもって確認監査での確認とする。

「ツ」については、子ども未来部私立保育幼稚園課が行っている補助金及び施設型給付費等の実績報告をもって確認監査と位置付ける。

6 改善状況の確認

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行なった事項については、改善状況が確認できる資料の提出を義務付け、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

<参考>自己点検・自己評価表について

法人及び施設の自己点検については、「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」を参考に行ってください。